

静岡県建築工事における週休2日工事の実施に係る積算方法等の運用基準

新旧対照表

改正前	改正後
<p>この基準は、建築工事における週休2日工事の実施に係る積算方法等の運用について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>1 工事費の積算方法 週休2日工事において、「2 単価の補正方法等」に基づき、休日の確保状況に応じて労務単価を補正した複合単価及び市場単価等により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。</p> <p>2 単価の補正方法等 工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。</p> <p>(1) 複合単価 複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価（静岡県）に以下の補正係数を乗じて補正する。</p> <p>ア 4週8休相当（休日の確保が8日/28日（28.5%）以上の場合） 1.05</p> <p>イ 4週7休相当（休日の確保が7日/28日（25%）以上8日/28日未満の場合） 1.03</p> <p>ウ 4週6休相当（休日の確保が6日/28日（21.4%）以上7日/28日未満の場合） 1.01</p> <p>なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。</p> <p>(2) 市場単価等 市場単価及び補正市場単価は、<a href="#">公共建築工事積算基準等資料第4編第1章6の表A</a></p>	<p>この基準は、建築工事における週休2日工事の実施に係る積算方法等の運用について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>1 工事費の積算方法 週休2日工事において、「2 単価の補正方法等」に基づき、休日の確保状況に応じて労務単価を補正した複合単価及び市場単価等により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。</p> <p>2 単価の補正方法等 工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。</p> <p>(1) 複合単価 複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価（静岡県）に以下の補正係数を乗じて補正する。</p> <p>ア 4週8休相当（休日の確保が8日/28日（28.5%）以上の場合） 1.05</p> <p>イ 4週7休相当（休日の確保が7日/28日（25%）以上8日/28日未満の場合） 1.03</p> <p>ウ 4週6休相当（休日の確保が6日/28日（21.4%）以上7日/28日未満の場合） 1.01</p> <p>なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。</p> <p>(2) 市場単価、<a href="#">補正市場単価及び物価資料の掲載価格</a> 市場単価と補正市場単価は、(1)ア、イ及びウの補正係数から算出した以下の表A</p>

－1、表E－1及び表M－1に代えて、(1)ア、イ及びウの補正係数を用いて算出した以下の表A－1－2、表E－1－2及び表M－1－2の補正率及び以下の式により基準単価及び基準補正単価を算出する。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合においても以下の表の補正率及び以下の式により基準単価及び基準補正単価を算出する。

なお、以下の表の補正率には、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額を適切に反映するための補正も含まれていることに留意する。

**【新営の市場単価等の場合】**

市場単価及び補正市場単価 × 新営補正率 = 新営の基準単価

**【全館無人改修の市場単価等の場合】**

市場単価及び補正市場単価 × 新営補正率 = 全館無人改修の基準単価

**【執務並行改修の市場単価等の場合】**

市場単価及び補正市場単価 × 改修補正率 = 執務並行改修の基準補正単価

－1－2、表E－1－2及び表M－1－2の補正率を用いた以下の式により補正する。

**【新営工事の場合】**

市場単価及び補正市場単価 × 新営補正率

**【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】**

市場単価及び補正市場単価 × 新営補正率

**【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】**

市場単価及び補正市場単価 × 改修補正率

なお、「基準単価」及び「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8（3）による。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

**【新営工事の場合】**

物価資料の掲載価格 × 新営補正率

**【全館無人改修、執務並行改修の場合】**

物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表A-1-2 市場単価及び補正市場単価の補正率

工種	摘要	4週8休相当		4週7休相当		4週6休相当	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		<u>1.04</u>	<u>1.04</u>	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		<u>1.04</u>	<u>1.04</u>	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	<u>1.03</u>	<u>1.03</u>	1.01	1.01
既製コンクリート		1.03	<u>1.12</u>	1.02	<u>1.11</u>	1.01	<u>1.10</u>
防水工事		1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事(シリング)		1.04	1.17	1.02	<u>1.16</u>	1.01	1.14
石工事		1.02	<u>1.11</u>	<u>1.02</u>	<u>1.10</u>	1.01	<u>1.09</u>
タイル工事		1.03	<u>1.14</u>	1.02	<u>1.13</u>	1.01	<u>1.11</u>
木工事		1.02	<u>1.10</u>	1.01	<u>1.09</u>	1.01	<u>1.08</u>
屋根及びとい		1.02	<u>1.11</u>	<u>1.02</u>	<u>1.10</u>	1.01	<u>1.09</u>
金属工事		1.02	1.11	<u>1.02</u>	1.10	1.01	1.09
左官工事		1.04	1.18	<u>1.03</u>	<u>1.17</u>	1.01	1.15
建具(ガラス)		<u>1.03</u>	1.12	<u>1.02</u>	1.11	1.01	1.10
建具(シリング)		1.04	1.19	<u>1.03</u>	1.17	1.01	<u>1.16</u>
塗装工事		1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	<u>1.15</u>
内外装工事		1.03	1.15	1.02	<u>1.14</u>	1.01	1.12
内外装工事(ビニル系床材)		1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
ユニットその他		1.01	<u>1.06</u>	1.01	<u>1.05</u>	1.01	<u>1.05</u>
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表A-1-2 建築工事の補正率

工種	摘要※	4週8休相当		4週7休相当		4週6休相当	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		<u>1.03</u>	<u>1.03</u>	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		<u>1.03</u>	<u>1.03</u>	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	1.01	1.01
既製コンクリート		1.03	<u>1.03</u>	1.02	<u>1.02</u>	1.01	<u>1.01</u>
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事(シリング)	市場単価	1.04	1.17	1.02	<u>1.15</u>	1.01	1.14
防水工事	物価資料	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
石工事		1.02	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	1.01	<u>1.01</u>
タイル工事		1.03	<u>1.03</u>	1.02	<u>1.02</u>	1.01	<u>1.01</u>
木工事		1.02	<u>1.02</u>	1.01	<u>1.01</u>	1.01	<u>1.01</u>
屋根及びとい		1.02	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	1.01	<u>1.01</u>
金属工事	市場単価	1.02	1.11	<u>1.01</u>	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	<u>1.04</u>	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18	<u>1.02</u>	<u>1.16</u>	1.01	1.15
左官工事	物価資料	<u>1.04</u>	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
建具(ガラス)	市場単価	<u>1.02</u>	1.12	<u>1.01</u>	1.11	1.01	1.10
建具(シリング)	市場単価	1.04	1.19	<u>1.02</u>	1.17	1.01	<u>1.15</u>
建具	物価資料	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	<u>1.14</u>
塗装工事	物価資料	<u>1.04</u>	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>

内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	<u>1.13</u>	1.01	1.12
内外装工事 (ビコ系床材)	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	<u>1.03</u>	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
内外装工事 (ビコ系床材)	物価資料	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
ユニットその他		1.01	<u>1.01</u>	1.01	<u>1.01</u>	1.01	<u>1.01</u>
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、  
記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表E-1-2 市場単価及び補正市場単価の補正率

工種	摘要	4週8休相当		4週7休相当		4週6休相当	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボツス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	<u>1.19</u>
	ケーブルラック	1.03	<u>1.18</u>	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボツス及び 位置ボツス用ボデイング	<u>1.04</u>	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボツス	<u>1.03</u>	1.15	<u>1.02</u>	1.14	1.01	1.13
	プルボツス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	<u>1.17</u>	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	<u>1.06</u>	1.01	1.05
	配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01
<u>電動機その他 接線材工事</u>	金属製可とう電線管	1.03	<u>1.18</u>	1.02	1.16	1.01	1.15
接地 <u>極</u> 工事	銅板式、銅覆銅棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表E-1-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休相当		4週7休相当		4週6休相当	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボツス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	<u>1.18</u>
	ケーブルラック	1.03	<u>1.17</u>	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボツス及び 位置ボツス用ボデイング	<u>1.03</u>	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボツス	<u>1.02</u>	1.15	<u>1.01</u>	1.14	1.01	1.13
	プルボツス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	<u>1.16</u>	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	<u>1.05</u>	1.01	1.05
	<u>(電動機その他接線材 工事)</u> 金属製可とう電線管	1.03	<u>1.17</u>	1.02	1.16	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
接地工事	<u>(接地極工事)</u> 銅板式、銅覆銅棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表M-1-2 市場単価及び補正市場単価の補正率

工種	摘要	4週8休相当		4週7休相当		4週6休相当	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
	ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト工事	低圧ダクト外、排煙ダクト外及び低圧ファン類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパ-等の取付手間のみ	1.04	1.25	<u>1.03</u>	1.23	1.01	1.21
衛生器具	取付手間のみ	1.04	1.25	<u>1.03</u>	1.23	1.01	1.21

(3) 見積価格等を参考として定める単価

製造業者・専門工事業者の見積価格等を参考にして単価を設定する場合は、公共建築工事標準仕様書の施工条件（行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日に施工しないことを原則とすること 等）により見積依頼するため、当該単価は補正の対象としない。

備考 改正箇所は、下線が写かれた部分である。

表M-1-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休相当		4週7休相当		4週6休相当	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト外、排煙ダクト外及び低圧ファン類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパ-等の取付手間のみ	1.04	1.25	<u>1.02</u>	1.23	1.01	1.21
衛生器具設備 <u>(ユニットを除く)</u>	取付手間のみ	1.04	1.25	<u>1.02</u>	1.23	1.01	1.21

(3) 見積価格等を参考として定める単価

製造業者・専門工事業者の見積価格等を参考にして単価を設定する場合は、公共建築工事標準仕様書の施工条件（行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日に施工しないことを原則とすること 等）により見積依頼するため、当該単価は補正の対象としない。